

豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱第3条第3項に基づき、豊田市生活基盤サービス事業の試行的な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、豊田市とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、市長が指定する者(以下「生活基盤サービス事業者」という。)が、地域住民等と支援関係機関との連携による支援体制の下、次に掲げるサービスを実施する。

(1) 日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な手続又は費用の支払に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに必要な便宜の供与として別添1に定めるサービスを行う事業(以下「日常的金銭管理サービス事業」という。)

(指定の有効期間)

第4条 生活基盤サービス事業者の指定の有効期間は、当該事業者が主として実施する介護保険サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、障がい福祉サービス事業又は地域生活支援事業の指定の有効期間と同じ期間までとする。

(生活基盤サービス事業者の指定等)

第5条 指定に関する申請は、指定申請書(様式第1号)を用いて行うものとする。

2 市長は、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に係る人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準を定める要綱を満たしている事業者を指定する。

3 市長は、前項の規定による指定をしたときは、指定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 指定の更新の申請は、事業所ごとに指定更新申請書(様式第3号)を用いて行うものとする。

5 生活基盤サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他次号に定める事項に変更があったときは、10日以内に変更届出書（様式第4号）に市長が定める書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 申請者の名称及び主たる事務所の名称、所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(2) 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

(3) 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

(4) 事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

(5) 事業に係る事業支給費の請求に関する事項

(6) 役員の氏名、生年月日及び住所

6 生活基盤サービス事業者は、休止した当該事業を再開したときは、10日以内にその旨を事業再開届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

7 廃止若しくは休止の申請は、廃止若しくは休止しようとする日の1か月前までに廃止・休止届出書（様式第6号）を用いて行うものとする。

8 生活基盤サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたときは、当該届出の日における利用者であって当該事業の廃止若しくは休止の日以後においても引き続き日常的な金銭管理の支援を希望する者に対し必要な支援が継続的に実施されるよう、豊田市成年後見支援センター等、他の指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（生活基盤サービス事業者の責務）

第6条 生活基盤サービス事業者は、意思決定支持者の活動を通じた本人の声を真摯に受け止め、検討の上、生活基盤サービスの改善等必要な措置を講じるものとし、本人及び意思決定支持者に対する差別的行為は行ってはならない。

2 生活基盤サービス事業者は、権利擁護支援委員会の監督の下、権利擁護支援として生活基盤サービスを実施するとともに、定期的にその管理状況について権利擁護支援委員会の確認を受けなければならない。

3 生活基盤サービス事業者は、前項の監督による助言、支援又は勧奨を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(権利擁護支援委員会による監督等)

第7条 権利擁護支援委員会は、生活基盤サービス事業者からの定期報告及び相談を受け付け生活基盤サービス提供の監督を行うとともに、権利擁護支援として本事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、生活基盤サービス事業者に対して必要な助言、支援又は勧奨を行う。

2 市長は、前項の監督を適切に実施するため、権利擁護支援委員会に権利擁護支援専門員を置く。

3 権利擁護支援委員会は、利用者が本事業の利用を開始した後速やかに、担当する権利擁護支援専門員を選定し、権利擁護支援として生活基盤サービスが提供されるよう監督を行うものとする。

(生活基盤サービス事業に要する費用の額)

第8条 生活基盤サービス事業に要する費用の額は、別添2に定める単位数に、同表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

2 生活基盤サービスの内容が、別添3に定める要件に該当する場合は、前項の額に加算を行うことができる。

(生活基盤サービス事業に要する費用の支給)

第9条 市長は、前条第1項の規定により算定された生活基盤サービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額を生活基盤サービス事業者に支払うものとする。

2 市長は、本事業の利用者が第1号被保険者であって、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が2割である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、費用額の100分の80に相当する額を生活基盤サービス事業者に支払うものとする。

3 市長は、本事業の利用者が第1号被保険者であって、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が3割である場合にあつては、前2項の規定にかかわらず、費用額の100分の70に相当する額を生活基盤サービス事業者に支払うものとする。

(利用者負担額)

第10条 生活基盤サービス事業の利用者が負担する額は、第7条の規定により算定

した額から、前条で算定した額を減じた額とし、利用者負担証を発行する。

(文書の提出等)

第11条 市長は、生活基盤サービス事業の給付に関して必要があると認めるときには、生活基盤サービス事業者及び指定を受けたとみなされた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年11月16日から施行する。

別表1（第3条関係）

サービスの種類	サービスの内容
<p>日常的金銭管理サービス</p>	<p>(1) 日常的金銭管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言 ・ 日常生活に必要な範囲での金銭について、一時的な預かり（預金通帳の管理を含む）と本人への受け渡し ・ 福祉サービスの利用料や医療・入院費、税金、社会保険料、公共料金、日用品などの支払いと関連する手続き（自動振替手続きを含む） <p>(2) 手続き等支援（加算による実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続きに対する同行 ・ 日常生活に必要な事務に関する手続き ・ 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き

別表2（第7条関係）

サービスの種類	費用の種類	単位数	1単位の単価
日常的金銭管理サービス	日常的金銭管理サービス費	1月につき200単位	10円
	金銭管理監督費	1月につき800単位	

別表3（第7条関係）

日常的金銭管理サービス事業の加算

加算の種類	加算の要件	加算単位等
中山間地居住者支援加算	旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡・藤岡南地区に居住している利用者に対して支援を行う場合	別表2に定める日常的金銭管理サービス費の単位数＋15/100
初回加算	新規の利用者にサービス提供した場合	1月につき20単位
手続支援加算	別表1（2）の支援を行う場合	1月につき100単位
在宅支援加算	以下の居住系サービスを利用していない利用者に対して支援を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・養護老人ホーム ・認知症対応型共同生活介護 ・小規模多機能型居宅介護（地域医密着型） ・看護小規模多機能型居宅介護（地域医密着型） ・障がい者支援施設 ・共同生活援助 	1月につき100単位

様式第1号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業指定申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスに係る指定を受けたいので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり申請します。また、移行型任意後見契約によるサービスは提供していないことを宣誓します。

申 請 者	法人連絡先	電話番号		FAX番号	
				Eメールアドレス	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名		生年月日
代表者の住所	(郵便番号 -)				
申 請 す る 事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
			Eメールアドレス		
既に指定等を受けている事業（サービス種、事業所名、指定年月日、事業所番号を記載すること）					

様式第2号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業指定通知書

年 月 日

申請者 住所
名称

豊田市長 ○○ ○○

○年○月○日付の日常的金銭管理サービスに係る指定申請について、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり指定します。

指定する事業所	フリガナ	
	名称	
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)
	事業所番号	

様式第3号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業指定更新申請書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスに係る指定を更新したいので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	法人連絡先	電話番号		FAX番号	
				Eメールアドレス	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名		生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 -)			
更 新 申 請 す る 事 業 所	フリガナ				
	名 称				
	事業所等の所在地	(郵便番号 -)			
	連絡先	電話番号		事業所番号	

様式第4号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業変更届出書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスに係る事項を変更したいので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

	事業所番号																			
指定内容を 変更した事業所	名 称																			
	所在地																			
変更の内容	(変更前)																			
	(変更後)																			
変更理由																				
変更年月日																				

様式第5号（第4条関係）

豊田市生活基盤サービス事業再開届出書

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 住 所
名 称

日常的金銭管理サービスを再開したので、豊田市生活基盤サービス事業の試行的運用に関する要綱の規定により、次のとおり届け出ます。

	事業所番号																			
再開する事業所	名 称																			
	所在地																			
再開した年月日																				

備考

- 1 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。
- 2 再開した日から10日以内に届け出てください。

